

令和2年度 南丹市地域福祉計画推進委員会会議事録

開催日時：令和3年3月24日（水）
午前10時00分～12時15分
開催場所：南丹市国際交流会館 コスモホール

出席者：岡崎祐司委員、中山忠勝委員、池上幸一委員、福間一恵委員、下田敏晴委員、
中澤義久委員、谷口和隆委員、辻田榮治委員、平田正吉委員、中島文夫委員、
栢下 修委員、清水範子委員、高屋光晴委員、山本 明委員

欠席者：船越 昭委員、中嶋美好委員、松本千里委員、志藤修史委員、廣野義之委員、
池田一哉委員

事務局：（南丹市）福祉相談課 橋本課長、中西課長補佐、大嶋係長
（南丹市社会福祉協議会）榎原事務局長、松尾地域福祉部長、坂本地域福祉課長

傍聴者：0名

1. 開会

事務局：失礼いたします。それでは定刻となりましたので、ただ今より南丹市地域福祉計画（市）推進委員会を開催させていただきます。

本日は年度末で大変お忙しい中、南丹市地域福祉計画推進委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。私、南丹市福祉保健部 福祉相談課長の橋本でございます。本日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。なお、船越委員、中嶋委員、志藤委員、廣野委員、池田委員様につきましては、本日所用のため欠席ということでご連絡をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、岡崎委員長よりご挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

委員長：みなさんおはようございます。大変久しぶりの委員会でございます。

この1年間、コロナの影響で様々な活動が制約されてまいりました。さらに、もう1年くらいはこの状況が続くと言われております。一言で言えば、福祉も医療も教育も行政も、苦しい1年ではなかったかと思えます。

この3期の計画につきましては、社協と行政が一体となってお作りいただき、この委員会でもご審議いただいたわけですが、非常にしっかりした内容になっていると思います。これまでの1期2期を踏まえまして、社協と行政が両輪となって進めていき、真ん中には住民という、非常によい計画だったと思うのですが、この1年、活動そのものが大変苦しい状況だったと思えます。

昨日出席した京都府社協の会議の中で、コロナ禍での活動について、感心した話があるのですが、こども食堂をしておられる団体が、コロナの影響でこども食堂を開催できないということで、例えば、母子、父子というワンペアレントファミリーや、リス

クが高いと思われる家庭の子どもに、年間約700食近く配食しているというのがありました。

そこで、衝撃的でもあったのが、あるご家庭から、「子どもが食べないのでいけない」と言われ、話を聞いていくと、インスタントやレトルトばかり食べていて、実は野菜をほとんど食べたことがないということが分かり、やめるわけにいかず、支援者の方とともに配食を続けているという話がありました。

これは、並大抵の努力では無かったと思いますが、このコロナ禍の中でも工夫次第で、部分的にでもつながっていくことができるのだということを実感しました。

このように、地域福祉全体がコロナ禍の中で、全国どこでもきわめて厳しく苦しい1年でありましたが、この委員会は、計画の進み具合をご検討いただいて、確認いただくということがメインでございますし、4月から、この第3期計画の全面展開とはなかなかいかない部分もありますが、次の第4期の計画も控えているようでございますので、本日は、実施状況をご確認いただいたうえで、地域の状況等をお話しいただいて、共有できればと思っております。

限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局：ありがとうございました。ここからの進行につきましては、岡崎委員長にお願いし(市)たいと思います。それでは委員長、よろしく願いいたします。

委員長：それでは、本日の議題に沿って進めさせていただきます。

まず、協議事項です。第3期の南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況です。事務局の方から、資料の1、2、3をまとめて説明いただいて、あとで、ご質問なり、あるいは、各地域の状況等あればお話しいただければと思います。

では、よろしく願いいたします。

事務局：失礼します。それでは説明の前に本日の資料の確認をさせていただきます。資料の(市)送付が直前になってしまい誠に申し訳ありませんでしたが、本日、お持ちいただいておりますでしょうか。お持ちでない場合はお申し出をお願いします。

本日、用意させていただきました資料は、次第、委員名簿、広報なんたんに掲載しました成年後見の記事、社協が作成されました「健康づくりすごろく」のコピー、地域活動の進め方ヒント集「それぞれの一步」、社協だより、それと、地域福祉計画の冊子でございます。参考資料として個別事業調書を事前に送付しておりますが、本日使用いたしますのは、資料1から資料4までとなりますので、個別事業調書は参考としてご覧いただければと思います。

それでは、第3期計画3年目の進捗状況について報告させていただきますが、時間の都合上、主な内容についてのみ報告させていただきます。

それでは、資料1の3ページをご覧ください。

「基本方針(1)地域での支え合い」について、計画期間の3年目となる本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により全国に緊急事態宣言が出され、外出の制限、学校が休校になる等、今までに経験したことのない状況の中、地域では、サロン等集い

の場がなくなり、自宅にこもる時間が増え、人と人とのつながりが減少したことで、心身に不調があるという声も聞かれました。

そのような状況を受け、社会福祉協議会において、高齢者等の状況や困りごとを把握するための「高齢者等様子伺いアンケート」を実施され、多くの回答が寄せられました。

地域福祉活動を行う人達からも、活動が無いことでの不安や寂しさ、コロナ禍の中で活動を再開することへの不安の声が聞かれたため、社協において地域活動の進め方ヒント集「それぞれの一步」を作成し、地域福祉活動関係者に配布することで、活動の再開を目指しました。

5ページの写真にありますように、三密を避けた開催方法やオンラインを活用したサロン意見交換会を開催する等の工夫がなされました。

また、お手元に配布しております「みんなで一步プロジェクト」の取組は、コロナ禍で閉じこもりがちな高齢者等が「健康すごろく」を通して、生活意欲の向上や健康づくり、人とのつながりを感じてもらう取組として、現在実施されています。このプロジェクトは、企業や看護学校の学生、民生委員やふれあい委員等多くの方の協力を得て実施されています。

6ページからの「基本施策②住民同士の支え合い活動」については、コロナ禍においても、状況を見ながら、移動・外出支援活動の試行実施や新たな取組が行われました。災害対策につきましては、令和2年度については、幸い避難所を開設するような大きな災害は発生しませんでした。新型コロナウイルス感染症が拡大する中での避難を想定し、避難所開設のシミュレーションを行う等して災害に備えました。

また、福祉避難所として協定を結んでいる福祉施設での避難者受け入れが困難となることが予想されていたため、各町に1カ所、収容避難所に「福祉避難コーナー」を設置する計画を立て、福祉的な配慮が必要な方を受け入れられるように準備を行いました。

地域においても、7ページの写真にありますように、福祉防災マップの作成や地域の自主防災組織の交流研修が開かれる等、地域防災力の強化に向けた取組が行われました。

(社協) 続きまして、8ページをご覧ください。「基本方針(2)協働ですすめる地域福祉」について、報告いたします。

地域福祉を協働によって進めるための組織づくりや活動拠点づくり、支え合いの体制づくりにつきましては、今年度も地域福祉推進モデル事業を継続し、実施をしております。なお、今年度のモデル事業は4地区、継続・発展活動助成の事業は1地区ですが、資料では3地区と2地区となっておりますので、申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。

モデル事業では4地区、園部の摩気地区の「摩気高山の郷振興会」さん、美山町宮島地区の「元気にすごせるまち宮島協議会」さん、同じく美山町鶴ヶ岡地区の「住み続けられる町づくり推進会議」さん、そして八木町南地区「災害時避難者支援マップ作成会」さんの4地区4団体、そして、継続・発展活動の助成といたしましては、モデル指定期間が終了されました地域の中で、地区福祉活動計画を策定され、その計画に

基づいて活動を実施されています、日吉町の佐々江・四ツ谷地域の1地区1団体に対して、継続発展的な活動への助成として、実施をさせていただいております。また、地域の方々の参加と協力によって支え合いの活動を作っていくことを検討する協議の場として、町域ごとに開催されました「地域たすけあい会議」では、先程申し上げましたモデル地区等の地域主体の活動内容や、それを始められました背景等をご紹介したり、府の市町の事例を紹介したりする形で、地域課題に対する取組を話し合われております。特に、要支援活動や、生活支援、交流の場づくり等についての話し合いを持たれています。

また、会議の場では、9ページや10ページにかけてまとめておりますとおり、区やグループ単位での地域における活動や、あるいは、活動を始めるための調査活動に関する内容につきましても、情報交換が行われております。さらに、第1層の協議の場として南丹市域で活動する団体等が参画する「南丹たすけあい会議」が昨年10月に発足し、4町それぞれの旧小学校区域等によります地域活動推進団体の取組について、情報共有と意見交換が行われました。

ここで、資料2をご覧くださいませでしょうか。先程の説明の中で、モデル事業や継続・発展事業等に取り組まれております、地域推進組織の取組をご報告させていただきます。3ページにわたっておりますが、団体設立の背景から、その後の取組の推移、活動計画の策定の過程等、現在の課題に対する取組を1番から10番までに項目立てて表にまとめております。その中でも、今年度の取組内容を取り上げて見てまいります。

1番の「平屋地区地域福祉推進協議会」では、「⑨課題解決の実践」に書いておりますが、令和2年度は、「おでかけツアー」の継続や移動支援活動のモデルプランの検討に取り組んでおられます。

また、2番「知井住みよい安全安心の町づくり委員会」では、見守り活動の強化のため、訪問活動と見守り対象者の情報共有に力を入れて実施されております。

3番、「大野虹の湖ネットワーク推進協議会」では、ミニデイに代わる新たな通いの場の開設準備に向けた協議を重ねておられます。

裏面をご覧ください。

4番、「川辺振興会」では、防災ネットワークづくりのために、防災講座や勉強会を重ねておられます。

5番、「住みよいむらづくり協議会」では、平成31年3月に策定されました「わたしたちの未来図」という地区住民福祉活動計画に掲げられている健康づくり教室等を実施され、地域活性化センターを支え合いの拠点にしていこうということで取り組まれております。

6番、「元気にすごせるまち宮島協議会」では、2年前から施行実施されております「おでかけツアー」活動に、昨年度からは「元気アップ体操教室」も合わせた取組を始め、今年度も実施されております。また、今年度内に活動計画を策定することを目指して、検討委員会も重ねておられます。

次のページをご覧ください。

7番、NPO法人「摩気高山の郷振興会」では、2年前から、地域合同のサロンを実

施され、地域の方々に活動をされております。今年度は新型コロナウイルスの影響があり合同サロンは活動できておりませんが、摩気地区の活動計画の策定に向けて検討を重ねておられます。振興会さんだけでなく、民生委員さん、ふれあい委員さん、老人クラブや身体障害者の相談員さん、また、サロンの方々の参画によって検討を重ねておられます。

8番、美山鶴ヶ岡の「住み続けられる町づくり推進会議」では、移送サービスの継続、そして今年度内の福祉活動計画策定に向けて作業を進めておられます。

9番の、八木町南地区は、「災害時避難者支援マップ作成会」の事務局として今年度からモデル事業を活用して取り組まれております。マップ作成を通じて、平時の状況把握を行われ、高齢者宅の防火訪問を通じて、災害時の要配慮者台帳登録への呼びかけ等も行っておられます。

資料2の報告は以上ですが、恐れ入りますが資料1に戻っていただきまして、12ページをご覧ください。「基本方針（3）」です。

住民参加の促進について、主な内容をご報告いたします。地域福祉を推進するうえでは、住民の皆さん一人ひとりの福祉や人権についての理解を深め、また、自らが担い手であるという意識を醸成するということが大切になることから、交流や学習の機会づくりに取り組んでおります。様々な人の特性や違いを認め、配慮し合える意識の醸成のために、市の事業では、心のバリアフリー意識を育む取組や、様々な人権学習の機会を通じて、福祉の学びに取り組みました。新型コロナウイルスの感染予防に留意しながらの取組となり、当初計画も変更しながら、また、講演会の録画放送を取り入れながらの実施となりました。

また、社協では、福祉教育活動として、今年度も感染予防に留意しながら、小中学校におきまして、体験を交えた学習によってコミュニケーションの大切さを学ぶ取組や、防災学習をとおして他人の考えを尊重する大切さを実感してもらう取組を行いました。

ボランティア活動の推進では、大勢の集まりのもとで行う、市全体のボランティア交流会は中止となりましたが、小さな地域では実施されたところがありました。今後も引き続き、活動実施に対する考えをひとつひとつ確認し、できること・できないことがそれぞれあるかと思いますので、地域活動進め方ヒント集「それぞれの一步」の冊子も活用していただきつつ、活動される方と一緒に検討しながら進めていくことが必要だと考えております。ボランティア活動でも、高齢世代の方と若い世代の方の交流の機会をもとうということで実施されました意見交流会では、「情報発信の必要性がある」という意見が出されました。この意見をもとに、今後、ホームページの整備等、ボランティア活動の情報発信に力を入れられるように進めているところです。そして、社会福祉法人によります地域貢献事業の推進では、各町において、地域の事業所が協働して、道路の清掃活動や地域のつどいの場への参加者送迎に車を出していただく等、地域への働きかけが行われました。今後もその関係性を継続していけるようにしていきたいと考えております。

(市) 続きまして、資料1の15ページをご覧ください。

基本目標2「総合的な相談・支援体制づくり」についてですが、福祉相談課や社会福

祉協議会等、各関係機関が連携して包括的に支えていける相談支援体制づくりが進んでいます。

子育て支援課・保健医療課では、連携して子育て世代包括支援センターの仕組みを整え、それぞれの段階で育児相談を受ける専任スタッフとして「子育てコンシェルジュ」を配置し、支援の充実を図りました。

また、本年度に福祉相談課内に設置しました、南丹市権利擁護・成年後見センターでは、成年後見制度に関する相談支援を行うとともに、南丹市の成年後見制度に関する「仕組み」づくりに取り組みました。

平成28年度から29年度に市民後見人を養成し、現在、南丹市に市民後見人候補者が11人おられますが、この人材が裁判所から後見人として選任され実際に活動できるよう、センターの支援体制整備を進めているところです。今後も引き続き社会福祉協議会と連携し、権利擁護支援の在り方の検討や支援の仕組みづくりの取組を進めていきます。

また、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による収入の減少のため、生活困窮の相談が増加しています。関係機関が連携を図りながら、生活再建に向けての支援に努めています。

それでは、生活困窮の相談や貸付の状況につきまして、社会福祉協議会から別途報告をいただきます。

(社協) 失礼いたします。ただいまありましたように、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したり、また失業されたりということで、生活にお困りの方が後を絶たない状況が続いております。社協では、生活困窮者自立相談支援事業で相談をお受けしておりますが、その新規相談受付数が、資料16ページの表にありますように、2月末現在で142件に上っております。昨年度、年間の新規相談受付件数が55件でしたので、約3倍近い数の相談が挙がってきております。

また、資金の貸付に関しましては、コロナの影響で生活資金にお困りの方に対する貸付事業を、昨年3月から開始しており、その件数は、同じく16ページの表にありますとおり、緊急小口資金の特例貸付が164件、総合支援資金の特例貸付が141件と、合わせて300件を超えております。こちらも、昨年度の年間貸付の件数は10件ほどでしたので、約30倍以上貸付を実施している状況です。数字等を記載しておりませんが、直近の状況で、貸付の総額は1億3千万円を超える金額となっております。以上です。

(市) それでは最後に、資料3をご覧ください。

地域福祉推進組織数につきまして、2年目終了時点では8団体でしたが、1団体増えて9団体となっております。先程報告にもありましたが、八木町南地区の「災害時避難者支援マップ作成会事務局」が令和元年に組織を立ち上げられ、今年度からモデル事業に取り組みられています。

また、計画未策定の組織が7団体となっておりますが、そのうち3団体が今年度末に計画を策定される予定です。この報告は中間報告ですので、今回の報告では、策定済みの組織としては計上しておりません。

地域福祉、支援拠点の整備数につきましては、2年目と同数となっております。

総合相談窓口につきましては、平成31年4月1日に設置済みです。
以上で資料の説明とさせていただきます。

委員長：ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご質問や確認事項がありましたらお願いします。

委員長：すみません、この資料2の9団体の内容はよく分かったのですが、それぞれ計画を策定されたり、取り組もうとするときに、おそらく社協の職員さん等が支援されていると思うのですが、どういう形でサポートされたのか、1つ例を教えてくださいませんか。

事務局：計画書という形にするために、高齢者の活動・活躍の場づくりや支え合い等の支援(社協)をどのように皆さんの参加によって取り組んでいけるかということを出し、まとめて、形にしていくという計画書作りを、社協のコーディネーターが振興会の役員さんと打ち合せながら、実際の紙面づくりも含めて一緒に作成に取り組んできたというのが、1つ事例として挙げられます。

委員長：ありがとうございます。できたら、職員さんがどうかかわったのかも、社協なり行政なり、コーディネーターも含めて、表の中に記載していただいて、資料としても残していただくと、みんなが分かりやすいんじゃないかなという気がします。

事務局：分かりました。活動記録等も盛り込むようにしていきたいと思います。
(社協)

委員長：いかがでしょうか。各地域の状況もあると思いますので、何かご質問等あれば…

委員A：コロナ禍でも避難所という話があったんですが、避難所は、それぞれの福祉施設で協定が交わされて、ということがこの間の会議であったと思いますが、今回は、それぞれ施設での受入れが困難な場合に、という、例えば美山町の場合なら、文化ホールの1階に設けたと書いてありますが、これをどれだけの住民が知っているのかなあという思いがあるのと、実際そこに、誰がどういう形で連れていくのかということ、この間も話が出たと思うんですが、全然見えてこないです。具体的に、「そこに行ったら何があって何をしてもらえる」というのと、「そこには誰がどういう形で連れて行く」というはっきりしたものが全然見えないので、何か災害の時には、「こういうものがあってこういう風に誰でも利用できる」ということが見える形で住民みんなに分かってもらえるようにしてもらえたらと思うのと、もう1つ、私も参加させていただいている「たすけあい会議」というのが、美山町の場合、今年はコロナの影響で1回だけ開催をして、ミニデイが無くなる関係の話をしたのですが、そこには、いろんな形で、社協さんは関わっていただいているのですが、行政がもっとかかわっていただきたいと思っています。地域だけではアイディアは出ませんし、社協さんにも色々考えていただいているのですが、それが行政へ持っていった

時に「それはあかんのや」という話も絶対出てくると思うんです。それを3つの団体が1つになって話し合えば…みんなと一緒に考えて、ある意味では行政も、提案をできるような形の会議にたすけあい会議がなれば…と思っています。

事務局：防災の関係について、市の方からお話をさせていただきたいと思います。

(市) 今言っていただきましたように、車いすの方や、在宅で生活をされているけれども避難の際には一般の避難所では過ごすことができない、という方を受け入れていただくということで、現在、15の福祉施設と「福祉避難所」の協定を結ばせていただいている、災害の際には「こういう方がいらっしゃるんですが受入れができますか」という形で調整を行って、そこに入れていただくということをしているところです。しかし、コロナ禍においては、福祉施設にコロナウイルスという目に見えないものを持ち込むことが絶対にできないことから、受入れができないという状況が、事前に施設に調査させていただいた中でたくさんでできました。そういう状況や調査結果を踏まえ、災害が起こったときに、一般の避難所に逃げられない方はどうするのかということを考えて計画を立てました。

検討の末、市が主体的に設置している収容避難所のうち、せめて各町に1カ所は福祉的な配慮が必要な方が避難できるようにしようということで、バリアフリーとなっている施設を選定して、簡易ベッドも用意しまして、受入れをできるよう用意をさせていただきました。

ただ、住民の皆さんが十分にそのことを知っておられたかということ、十分な広報はできていなかったのではないかと感じております。本日、「どれくらいみんなが知っていたのか」ということを投げかけていただきましたので、全ての人が福祉避難所だということに来ていただけるかどうかというところの不安もあるのですが、今後どのようにして皆さんに伝えていくかということ、防災担当部署とも協議しながら、体系的に整えていきたいと思っています。ご意見ありがとうございました。

委員 B：今仰っているのは、特別避難所のことですね？いわゆる、妊婦さんとか寝たきりの方の避難する避難所ですね？

事務局：福祉避難所といいまして、例えば、車いすに乗っておられまして、普通の避難所に

(市) 行きますとバリアフリーになっていなくて身動きがとれないとか、寝たきりで、ベッドが必要という方が対象となります。

委員 B：いわゆる、一般の人とはちょっと一緒にできないという方ですね？

事務局：そうですね、はい。

(市)

委員 B：それが、今できるということですか？今までなかったんですね？

事務局：いえ、これまでも福祉施設と協定を結んでおり、対象となる方から連絡がありました

(市)

たら、その方が福祉施設に行っていただけるかの調整をしまして、避難をしていただいていた。それは、これまでも実績があるのですが、ただ、今回のコロナの状況で、福祉施設の中にウイルスを持ち込むことができないという状況が生まれたために、福祉避難所の対象となる方の避難をどうしようかということで検討した結果が、収容避難所の中に福祉的な配慮をしたコーナーを設けるということです。簡易ベッド等を用意しました。

委員 B：特別にそういう人ばかりを集める場所じゃなくて、例えば、避難所として開設された体育館の中で、3分の1くらいを仕切ってそういうコーナーを設けるということですね？

事務局：そうです。そういった方も来ていただけるような場所を設けたということです。
(市)

委員 B：確か国の政策では、「特別避難所」なるものを別に設けなければいけないということになっていたと思うんですが、南丹市にはないなと思いながら見ていたんです。

事務局：それが、「福祉避難所」ということで、南丹市では、福祉施設と協定を結ばせていた
(市) だいて、避難いただけるようにしています。

委員 B：もうひとつよく分からないのですが、だいたい南丹市が遅れているということなんだと思います。

それと、例えば体育館を半分ずつにしたとして、一般の方が多すぎたからといってこっち側(福祉避難コーナー)へは絶対入れないということなんですか？ニュースや色々な会議では、特別避難所なるものは各地域に1つずつなければいけないけれど、金銭的なことや場所的なことで、できてないところの方が多いと聞きます。できているところでも、一般の人が押し寄せると困るということで、それ(特別避難所)は内緒にしてらっしゃるところがあるそうですね？もちろん、公表してらっしゃるところもありますが、一般の人が押し寄せて来た時にどうするかという点については、どう思われていますか？

事務局：やはり、「特別避難所」と仰っておられるのが「福祉避難所」のことだと思うのですが、南丹市につきましても、福祉施設に協定を結んでいただいているという状況がありまして、誰もが行っていただけるものではないので、「こういう方がいらっしゃいます」ということでご連絡をいただきましたら、その方のどういうところが一般の避難所で過ごすことができないのかという状況を聞き取りまして、併せて、市で持っている情報も参考にしながら協定を結んでいる15の施設の中でどこに行っていただくのがいいか検討し、その施設に「こういう方を受入れることができるか」ということで確認をしてから、避難していただくようにしています。

ですので、南丹市でも、「この施設(=福祉避難所)に行っていただくことができる」という広報まではしていないのが現実です。例えば民生委員さん等の支援者の方

に、「こういう施設（＝福祉避難所）がある」ということは説明させていただいておりますので、地域の中で福祉避難所への避難の対象となりそうな方がいらっしゃいましたら、連絡をいただくという方法をとっております。

委員 B：…話が綺麗事すぎて分かりません。

委員長：いま仰っているのは、福祉避難所に一般の人が行くと、「ここは無理です」と断られて、違うところに行かなければいけないということが、この間よくニュースに出ていたので、そういうトラブルを仰ってるんですよね？

委員 B：はい。ですから、そのトラブルを事前に避けるために、一般には公表していない行政もあれば、公表してるところもあるんですよね？南丹市はどちらの姿勢なんですか？

委員長：この間のニュースでよく出ていた、『一般の方が、例えば、地元の老人ホームに避難行くと、「ここは福祉避難所なので無理です」と言われる』ということ仰っているんだと思います。一般の方への周知や理解をどうするかということですかね。いざという時難しいですね。そこに施設があると、そこに行ってしまうので…なかなかやり取りが難しかったりしますね。

事務局：市の避難所としては、「収容避難所」として指定をしているところを基本に行っている（市）ただくこととしておまして、特別に支援が必要で、一般の収容の避難所では長く過ごせない方や、そこでは十分な対応がしにくい方については、高齢者施設や障害者施設の方をお願いをして、そこへ避難していただくという方法をとっておりますが、それは、直接行っていただくわけではなく、行政を通じて、状況を確認しながら避難をしていただいているという状況です。今回、コロナの関係で収容避難所にも福祉的な対応ができるコーナーを設けることとしましたので、今後、さらに広がりをもって、常に福祉的な対応ができる場所を設置することができれば、一般の方でも、収容避難所の中で必要な場合にそのコーナーに入らせていただくということが可能になりますので、そういう場所を増やしていくことが必要だと思っております。以上です。

委員 B：話が綺麗事すぎて呑み込めないんですが、先に進んでください。一応、こういう話があるということだけで結構です。

事務局：ご指摘いただいた点は色んな面で改善をしていけたらと思います。

（市）それから、たすけあい会議に行政がかかわっていないというご指摘もいただきましたが、かわりの方法については反省すべき点があると思いますので、内容も含めて社協さんと連携しながら、担当も含めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

委員 B：たすけあい会議に社協さんがあまりかかわりの薄いように言いますが、私は3日と開けずに社協に入り浸っているのですが。

事務局：行政が入っていないというご指摘でしたので、市の方も入れればという意味でお答（市）えをさせていただきました。

委員 B：制約がかかるので、あまり行政には入ってほしくないのですが。

事務局：地域によっては、そういう捉え方もあるかと思いますので、そこはまた、連携の中（市）で、こういった形がいいのか対応させていただけたらと思います。

委員 B：行政がかかわってくださるんでしたら、11ページの天引の写真のようなデイの車について、八木の南では運転手がいるのに車が無くて難儀していて、買い物に連れていきたいと思っている運転手が2人も3人も待っているんですが、こういうことはなんとかなりませんか？

事務局：今仰っていただきました写真に写っております車は、社協で所有しております公用（社協）車を借りていただいて、活用いただいているのですが、写真にあるようなサイズの公用車がどの事務所にも整備しているということではありません。公用車を使っただけのようにするには、事務所間でも使えるように、これから考えていくことも出てくるだろうと思しますので、今はそういう状況にありますことをご承知いただければと思います。

委員 B：うちをモデル地域にする気はありませんか？運転手が控えている地域は珍しいと思います。軽（自動車）はあるんですが、軽は（送迎可能な最大人数が）3人だけですし、利用者が5人いたら「あなたとあなただけ」とすることもできないので置いてしまっています。モデルケースに私達を使ってみる気はないですか？

事務局：そうですね。運転協力いただける方がいらっしゃるということでしたら、実験的な（社協）ことにも是非一緒になって取り組んでいけたらと思いますし、またお声かけさせていただきたいと思います。

それから、公用車の件ですが、社協では、貸出規程を設けて、限られた台数の中で事業で使う分とやりくりをしながら地域で活用いただけるようにしておりますので、そういったものも含めて提案していければと思っておりますので、お願いします。

委員 B：声をかけてもらったら行きますので、是非、モデル地域として使ってみてください。あくまでもボランティアだからと、ひとまず無償でやってみましたが、3件ほどやったところで意見を変えて有償にしようということになりまして、100円券の10枚綴りを買ってもらって、利用者が好きなだけ払うようにしようということで、今、スタートの切り直しをかけているところなんです。なので、社協さんの力を貸

していただいて、色々な制約を外してもらって、踏み込んでいただければと思います。

委員長：ありがとうございます。他に、確認やご質問ありませんでしょうか。

委員 C：私共も、先程お話にありましたように3年前から社協のご支援をいただいて、福祉計画づくりを進めてまいりました。その中でもサロンが好評で、高齢者が集まって話ができるのが好評でしたが、今年はコロナの影響で実施できておりません。昨日の役員会で、今年の計画の決定をしまして、まもなく冊子として全住民に配る予定なんです。色々課題はありますが、その中でやっぱり今後進めたいのは、移動支援・買い物支援です。

先程の話にもありましたが、ボランティアを募ったり、車の段取りをしたりということが、課題としてありますが、今年、社協の園部事務所が買い物支援の実証実験をされると聞いておりますので、そういったものも見ながら、私共も検討していきたいと思っております。

それともう1点、市の事業になるんですが、私の住んでいる園部町竹井という地域では、旧 JR バスの路線を、現在、京阪京都交通の路線バスが走っております。運行は1日に4便あるんですが、その時間帯について、高齢者が利用するとなるともう少し考えていただいた方がいいんじゃないかと思えます。

朝は7:30に市街地へ行く便がありますが、そのあとは13:30、16:30、18:30くらいです。高齢者が、例えば買い物に行こうと思うと、朝7:30にはなかなか行きませんし、その時間は病院も空いていません。そうすると、次は昼からになります。どうしても高齢者というのは午前中に出たいという思いがありますので、なかなか乗れる時間帯ではないかと…。現に、だいたい空車で走っています。維持に関しては、南丹市が大きなお金を掛けて路線を維持していただいていると思えますので、会議等の場で、住民ニーズを聞きながら検討いただければありがたいなと思えます。

委員長：バスの時間って、どういう形で決まっているんですか。

事務局：詳しくは、私の方では把握していないんですが、いわゆる公共交通会議がございまして、(市) その中での議論もあろうかと思えますが、全体の課題だと思えますので、担当部署に申し伝えたいと思えます。今日はこんな答えで申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

委員長：住民のニーズに応じた時間設定をという話だと思えますので、反映していただければと思います。バスに人が乗っていないければ意味がないと思えますので、そこはお願いしたいと思います。他に、ございませんか。

委員 D：南丹市の公共交通の委員をしているんですが、それぞれの地域の希望の時間帯がありまして、それを踏まえながら時間帯を組んでもらっているんですが、全てのとこ

ろで満足いただけるようなダイヤが組めていないのは事実でして、色々組んでも、本数が少ないとか延長してほしいという要望があります。ただ、他の地域に行きたいという要望に対して、南丹市から味夢の里（京丹波町）に行けるような便ができたり、実証実験で、胡麻地域の公共交通の在り方等について協議したりしているところですので、地域から委員さんが出てきていますので、その委員さんの意見も聞きながら、ダイヤの構成を考えてもらっているところです。園部地域では平成25年度から、高齢者等、障がい者も含めまして、無償運送ということをしております。ただ、地域の中で、日常の生活がまかなえる部分で輸送しているという状態です。田舎ですので、遠慮がちになって、近所の方に送ってもらうことがあるので、PRに努めながら進めております。

それともう1つ、ミニデイの話が先程出ましたが、ミニデイが無くなるということを今年の秋に初めて聞きましたが、実際には、去年の今頃には無くなるという話があったようで、利用されている方にはもう少し前に連絡がいつていたのかもしれませんが、非常に楽しみにされていた、高齢者の唯一の交流の場やなごみの場であったところがなくなるということで、それをどう続けていくのか、地域でどうしていくかということ、美山の中ではどの地域でも動きが早急に進められています。私共の地域ではたまたま高齢者の移送支援サービスがありますが、それも今までと同じようにはいきませんし、スタッフの方はなんとか、引き続き地域連絡協議会が協力しますという話になりましたが、もう少し事前に、情報はある程度早く流してほしいなと思います。

委員長：ありがとうございます。公共交通の会議は、各地域から委員が出ているんですか。

委員D：おそらく旧町単位と、福祉関係と京阪交通や警察の方等、色々なところから出ただいて会議をしております。年間3、4回は開催しています。そこで意見が十分に交わされているわけではないんですが、それぞれ地域からの要望を出して、それを踏まえて市でダイヤを組んでいただいています。

委員長：人手不足なので、運転手さんとか、台数とか、もちろんお金もあると思うんですが、その辺が、要望通りいかないことにつながっているのでは無いかと思います。

委員D：市営バスの方ですので、京阪バス等が走っていない時間帯で走らせていますし、その中でダイヤを組んでいますが、今仰っていただいたように、大体便はどこも朝・昼・晩しかありません。その中で増やすというのはなかなか難しいです。各便の乗車率のデータも取られながら検討されていますが、結局本数を増やしても使ってもらう人が増えないという現実もありますし、住民のニーズはあるんですが、利用者が増えないんです。非常に多額の金額をここに投資しておられるというのが、市の現状だと思います。

委員長：ミニデイのことは…

事務局：ご指摘いただきましたように、ミニデイそのものの廃止の関係は、実は3年前から（市）その方向での話し合いをしていただくように、実施されているところへは投げかけをさせていただいていたところなのですが、最終的には、地域の方で代替りのものの取組をしていただくというお願いをしていくという結果になったというところで、地域の方へ早く下ろしながら進めていければよかったのかなと思っております。色々地域で関わっていただいて、新たな取組を進めていただいている点につきましては、大変感謝しておりますし、その辺も踏まえて、もう一度行政としてもしっかりと受け止めて取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長：その他いかがでしょうか。

委員 E：話を戻してしまい申し訳ありませんが、福祉避難所の件です。当施設では、南丹市さんに協働させていただいて、実際に、一般避難所では困難な方を受け入れることがあります。今回は、コロナ禍ということで、法人や施設でクラスターが出るということがありましたので、なかなか受けにくいなという状況がありました。万が一何かあったときに、本当に受け入れができるのかどうかというところが、判断が難しかったんだろうと思います。その中で、市が福祉避難コーナーというものを設置されているということがありましたので、うちの施設として何かできることがないかなと考えた時に、例えば、専門職の派遣や、また、状況にもよるかとは思いますが、送迎等も提供可能かなと思います。何かあれば相談していただければ、ご協力できることもあるかと思っておりますので、お伝えしておこうと思います。

委員長：ありがとうございます。他にもご意見あれば…

委員 F：2点ほど。1つは、今日のお話の中でも色々なご意見がありましたが、行政の中で担当にどのように伝わっているのか、途切れているような気がします。住民の中に色々な要望やニーズがある一方で、行政の側では行政の思いがある。その都合が随分前に出ていて、本当に住民が必要としている事柄がうまく汲み上げられていないのではないかと、そういう行き違いが、この小さな場でもあるような気がして、その辺りをどれだけ細かく丁寧に拾い上げていくのかという見直しが必要なのではないかと感じました。

2点目は、防災に関わりますが、第4期で言った方がよいのかとも思いますが、医療との連携がこの計画にはないような気がします。例えば、八木町は大きな水害を経験している町ですが、そういう場合に、個人で開設されているお医者さんは、被災者ではありますが、災害の際には住民を力強く支えていただく存在として、医療関係の方に非常にたくさんお世話になるだろうと思うのですが、そことのつながり方や、あるいはどういう風にそこへ依頼をするのか、その辺りを今後具体化していく必要があるのではないかと感じます。

なぜこういうことを申し上げるかという、民生委員の会議で意見交流の場を何度も持つのですが、その中で、「避難所へ連れて行くよりも医療機関へ連れて行く方が、その方の事情を踏まえれば適切なのではないかと思う方が地域に何人もいらっしゃるが、そんな方に収容避難所へ避難していただく、あるいは行政と連携しながら福祉避難所に避難していただくことが本当に適切なのか」という声が出てきています。八木町には京都中部総合医療センターがありますが、災害時にどういう位置付けになってどういう役割を果たされるのかが、全く見えません。個人医院もそうですが、基幹病院としての医療センターはどのような風にあっていただくのかを考えてしまいます。その辺が、個人や組織としてはなかなか話ができないので、例えば行政や社協が医療機関や医療関係者とそういう場を持っていただいて、災害時にはどのような役割分担をし、行動するのかという辺りを具体的に示していただくと、それに携わろうとする地域の役員や協力者も分かりやすく、行先がはっきりして、よりよい避難につながるのではないかと考えています。民生委員の意見の中から考えていくと、今後は医療関係者との連携ということについて、より具体的な計画を作り上げていくことが必要ではないかと感じました。

委員長：後半の方の、京都中部総合医療センターの役割等は災害基本計画にはあるんですか？

事務局：地域福祉計画とそこの結びつきという部分ではなかなか難しい面があるかと思
(市) っておりますが、いわゆる地域防災計画がありますので、その中で対応が基本になってくるのではなかろうかと思っております。気になる方や心配な方については、災害時には「こういう方がいるがどうか」と投げかけをしていただいて、医療が必要な人であれば医療につなげる、というような取組を個々にやっていくしかないのかなと思いますので、それを計画に当てはめて検討するのは難しさがあるとは感じますが、ご指摘いただいた点については、社協さんと何ができるのか、検討させていただければと思っております。

委員長：今のお話は非常に大事なことです。本来、本冊のところにも、防災の計画と関連していると書いてあるんですが、何がどのように関連しているか、避難の仕組みについて地域福祉計画の中に資料として入れ込んだり、防災計画に資料として反映されていたりというところは、実際には検証はできていません。仰っていたことはかなり重要なことだと思いますので、次の計画のことなのかもしれませんが、今のご指摘は生かしていただきたいなと思います。

また、最初に仰った住民のニーズが十分汲み上げられているのかとか、噛みあった話になっているのかというのも大事な点なので、日常的に吸い上げていく場があるんだというお話だと思うので、たすけあい会議の在り方みたいなことで、数字だけではない、具体的に声が挙がっていることや、声になっていないことを拾い上げる努力はしていく必要があるというご指摘かと思えます。

今お話に出てきましたが、第4期の計画のことが次の議題でありますので、先にご説明いただくということでもよろしいでしょうか。

事務局：失礼いたします。それでは、資料4をご覧ください。お配りしておりますのは、第3（市）期計画からの抜粋資料です。まずはこちらに基づいてご説明させていただきます。

本年度は第3期計画の中間の年に当たりますが、この第3期の計画自体は、2022年、令和5年の3月が終期になります。次年度から、令和3年度、4年度の2か年をかけて第4期地域福祉計画の策定に入ることになります。

地域福祉計画とは、地域の福祉を推進するための仕組みを作る計画で、各福祉分野の計画・施策等の上位計画に位置付けられておりまして、市が策定する計画となっております。また、地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動計画として、社会福祉協議会が策定するものとなっております。この2つの計画を第3期計画から市と社協が協同して一体的に策定しておりますが、第4期計画についても市と社協が一体となりまして、計画の策定を進めて参りたいと思っております。

続きまして、2枚目の資料が、第4期計画策定のスケジュール案です。策定につきましては、委員会において計画策定の諮問をさせていただきます。基本的に市の福祉相談課と社協の地域福祉部が事務局となりまして、福祉事務所を中心とした関係課と社協のメンバーで作業部会を設けて、検証作業やアンケートの実施、ワークショップ等の開催、また、それらの意見の集約や計画の骨子作り、施策の検討作業から策定に至るまでの各過程において、この地域福祉推進委員会で諮り、ご意見をいただきながら計画の策定を進めていくということを考えておりますので、よろしく願いいたします。資料4の説明は以上です。

委員長：第4期をこのスケジュールでやっていくということで、いかがでしょうか。何かご質問はありますか。全体を通してでも何かありませんか。

委員 F：1つだけお願いをしたいと思えます。南丹市はいろんな計画があると思えます。それぞれの計画は非常に時間を掛けて丁寧に作られていると思うんですが、計画同士の関連、たとえば防災計画と福祉計画のつながりとか、それぞれの計画の注釈や付属資料でここを見たらこの計画がつながっている、詳しく書かれているという、それぞれの計画のつながりが説明されていたりすると、見る方は分かりやすいので、繰り返しになりますが、計画間のつながりについて、今以上に配慮いただいた策定をしていただければなと思えます。

委員長：確かに今は計画だらけなので、私もよく全体が分からないことがありますので、南丹市としても、総合計画も含めて、どうなっているか分かるようにすることは重要なことだと思いますので、次に向けてその辺りの工夫をしていただければと思います。その他どうでしょうか。

委員長：それでは、報告・確認する事項は以上でございます。非常に貴重なご意見をいただきましたので、今期の計画の推進もそうですが、次の計画に向けても生かしていただければと思います。事務局にお返しします。

4. 開会

事務局：委員長、ありがとうございました。それでは、次第の「4その他」になりますが、本
（市） 日ご出席いただいております皆さまの任期がこの3月の末で任期満了となります。
大変お世話になりありがとうございました。また、次期の委員の選出につきましては、
各団体等にご依頼させていただいているところでありまして、引き続き委員をお世
話になる方もいらっしゃるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。それ
では、これで終了させていただきます。閉会にあたりまして、副委員長に閉会の挨拶
をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

5. 閉会

副委員長：失礼します。本日はご苦勞様でした。コロナ禍で苦勞されている中で、皆さんい
ろんな活動を積極的にされているということも分かりましたし、こんな時期だか
らこそ、という思いでやっておられる方もたくさんあると感じました。
私は、移動支援について頑張っています。先日、福知山市の三和町に行きましたが、
そこでは、タクシーが撤退していてやりやすいということもあるかと思ういま
すが、ドア to ドアを含んだ公共交通ということをやっておられました。自治会が行
政から補助をもらって、個人の車を使ったり新たに車を購入されたりしてやっ
ておられるそうです。このように、それぞれの自治会に、行政や実際に移動支援を行
っている私たちのような団体を入れていただいて、どういうことを住民は求めて
いるのか、どういう交通形態がいいのかということを具体的に聞いていただくた
めに、関わっていただきたいと思っております。
これは交通関係なので、福祉ではないかもしれませんが、先程もありましたように、
それぞれを関連付けていただいて、住民の意見を汲み上げて意見が見えるよう
にしてください、コロナ禍なのでたくさん会議はできないかもしれませんが、大
事なことなので、それぞれが思いを告げられる場所をたくさん作っていただき
て、第3期計画がうまく進んでいくように、また、第4期に向けて新しい課題も含め
まして、みんなで話し合える場がひとつでも増えることを願ひまして、おわりの言葉
とします。本日はご苦勞様でした。

事務局：ありがとうございました。それではこれもちまして、会議を終了させていただき
（市） ます。